

令和2年度皆野町新生児臨時特別定額給付金を支給します！



<皆野町新生児臨時特別定額給付金とは>

皆野町では、新型コロナウイルス感染症の影響のもと、出生した子どもを養育する子育て世帯へ経済的な支援を行うため、独自に給付金を支給します。

給付金の内容について

●対象者●

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した児童を養育する保護者で、申請時に皆野町内に居住し、今後も引き続き居住する意思があるかたへ支給します。

※国の臨時特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）を過ぎて生まれた児童が対象児童です。

●支給額●

対象児童1人につき、10万円を支給します。

●申請方法●

給付を希望するかたは、皆野町新生児臨時特別定額給付金申請書に必要事項をご記入いただき、皆野町役場健康福祉課子育て支援担当⑤番窓口へご提出ください。

お問い合わせは

皆野町役場 健康福祉課 子育て支援担当⑤番窓口
電話：0494-62-1233